

幕別町空き地・空き家バンク要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き地・空き家バンクを設け、幕別町内（以下「町内」という。）における空き地・空き家の情報を収集・提供することにより幕別町（以下「町」という。）への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 住宅の建築に適した市街化区域（帯広圏都市計画区域区分で定める市街化区域（帯広圏都市計画用途地域で定める工業地域を除く。）をいう。）及び忠類地域内に存する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）で、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による不動産登記（以下「登記」という。）が完了しているものをいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない良好な管理状態にある住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地又は商業活動を目的として建築し、現に商業活動を行っていない店舗、事務所等（近く商業活動をしなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (3) 空き地・空き家バンク 空き地及び空き家（以下「空き地等」という。）の売却又は空き家の賃貸を希望する者から申請された当該空き地等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、及び提供するための仕組みをいう。
- (4) 所有者等 空き地等の所有権を有する者及び空き地等の売買又は空き家の賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 利用希望者 町内での移住及び定住を目的として、空き地・空き家バンクを利用して空き地等を購入し、又は空き家を賃借しようとする者をいう。
- (6) 協力宅建事業者 空き地・空き家バンクに登録されている空き地等（以下「登録物件」という。）の取引に係る仲介業務を行うために町と協定を締結している者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、この要綱によらない空き地等の取引を妨げるものではない。

(物件の登録)

第4条 空き地・空き家バンクに空き地等を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、幕別町空き地・空き家バンク物件登録申請書（様式第1号）、幕別町空き地・空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及びその他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、現地調査を実施したうえでその内容を審査し、適当と認めたときは、幕別町空き地・空き家バンク物件登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 登録しようとする空き地等に係る町税の滞納がある場合
- (2) 登録しようとする空き地等の内容に虚偽がある場合
- (3) 登録しようとする空き地等の内容について、町が協力宅建事業者と情報を共有すること並びに町の窓口及びホームページ並びに国土交通省が公募によって選定した事業者が運営する全国版空き家・空き地バンク及び北海道が運営する北海道空き家情報バンク等に公開することを承諾しない場合
- (4) 登録しようとする空き地等の内容を確認するため、町職員、協力宅建事業者及び空き地・空き家バンクの利用登録を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）が当該空き地等に立ち入ることを承諾しない場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる場合

3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、幕別町空き地・空き家バンク物件登録完了通知書（様式第4号）を当該登録申請者及び登録申請者が希望する協力宅建事業者に通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた登録申請者（以下「物件登録者」という。）及び物件登録者が希望する協力宅建事業者は、登録物件の情報提供及び媒介業務に関する相談を行ったうえで、媒介契約等（空き地等の売買又は空き家の賃貸借に係る媒介契約をいう。）を締結しなければならない。ただし、物件登録者が町又は協力宅建事業者である場合は、この限りでない。

(登録物件の内容変更)

第5条 物件登録者は、登録物件の内容に変更があったときは、遅滞なく、幕別町空き地・空き家バンク物件登録変更届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、当該登録物件の内容を更新するものとする。

(登録物件の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録物件を抹消するものとする。

- (1) 幕別町空き地・空き家バンク物件登録抹消届(様式第6号)が届出されたとき。
- (2) 物件登録者が死亡したことが判明したとき。
- (3) 登録物件の内容に虚偽があると認めたとき。
- (4) 登録物件に係る協力宅建事業者がその業務を行うことができなくなったとき。
- (5) 空き地・空き家バンクに登録がされた日又は当該登録の内容が更新された日のいずれか遅い日から起算して1年を経過したとき。ただし、幕別町空き地・空き家バンク物件登録継続届(様式第7号)を町長に提出することにより、当該物件登録を1年延長する場合は除く。
- (6) 物件登録者が第4条第2項第5号に該当するとき。
- (7) 登録物件に係る売買契約又は賃貸借契約が成立したとき。
- (8) その他町長が登録物件を抹消することが適当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録物件を抹消したときは、幕別町空き地・空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第8号)を当該物件登録者に通知するものとする。

(協力宅建事業者との情報共有)

第7条 町長は、第4条第2項の規定による登録台帳の登録がなされたとき、第5条第2項の規定による登録物件の内容を更新したとき、及び第6条第1項の規定による登録物件を抹消したときは、当該登録物件に係る協力宅建事業者にその旨通知するものとする。ただし、物件登録者が町である場合は、この限りでない。

(利用の登録)

第8条 利用希望者が空き地等の情報を受けるために、空き地・空き家バンクを利用登録しようとする場合は、幕別町空き地・空き家バンク利用登録申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、幕別町空き地・空き家バンク利用登録台帳(様式第10号)に登録するものとする。ただし、利用希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当すると認める場合は、登録をしないものとする。

3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、幕別町空き地・空き家バンク利用登録完了通知書(様式第11号)を当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録の内容変更)

第9条 利用登録者は、空き地・空き家バンクの利用登録の内容に変更があったときは、遅滞なく、幕別町空き地・空き家バンク利用登録変更届(様式第12号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、当該利用登録の内容を更新するものとする。

(利用登録者の抹消)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者を抹消するものとする。

- (1) 幕別町空き地・空き家バンク利用登録抹消届(様式第13号)が届出されたとき。
- (2) 利用登録者が死亡したことが判明したとき。
- (3) 空き地・空き家バンクの利用登録の内容に虚偽があると認めたとき。
- (4) 空き地・空き家バンクに利用登録された日又は当該利用登録の内容が更新された日のいずれか遅い日から起算して1年を経過したとき。ただし、幕別町空き地・空き家バンク利用登録継続届(様式第14号)を町長に提出することにより、当該利用登録を1年延長する場合は除く。
- (5) 利用登録者が第8条第2項ただし書に該当するとき。
- (6) 登録物件に係る売買契約又は賃貸借契約が成立したとき。
- (7) その他町長が空き地・空き家バンクの利用登録を抹消することが適当であると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により利用登録を抹消したときは、幕別町空き地・空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第15号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 第4条第2項及び第8条第2項の規定により登録された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

（利用登録者と協力宅建事業者の交渉等）

第12条 利用登録者は、登録物件の照会及び交渉等については、当該登録物件の協力宅建事業者（物件登録者が町である場合は、町）に対して行うものとする。

- 2 町長は、物件登録者及び利用登録者又は協力宅建事業者における登録物件に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、物件登録者が町である場合を除き、直接これに関与しない。
- 3 協力宅建事業者又は町（物件登録者が町である場合に限る。）は、登録物件の取引契約が成立した場合は、当該取引契約の結果を幕別町空き地・空き家バンク結果報告書（様式第16号）により町長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日要綱基準等第56号）

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和4年7月6日要綱基準等第35号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第103条までに規定する要綱基準等（以下「各要綱」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式用の紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月24日要綱基準等第8号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日要綱基準等第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。